

提出議案説明資料目次

令和8年3月定例会

資料番号	資料内容	関係議案	頁
1	新旧対照表	議案第4号 箱根町職員の旅費に関する条例の制定について	1 ~ 33
2	新旧対照表	議案第5号 箱根町職員の給与に関する条例及び箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35 ~ 45
3	新旧対照表	議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	47 ~ 49
4	新旧対照表	議案第7号 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	51 ~ 53
5	新旧対照表	議案第8号 箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	55 ~ 59
6	新旧対照表	議案第9号 箱根町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	61 ~ 69
7	新旧対照表	議案第10号 箱根町立宮城野保育園条例等の一部を改正する条例の制定について	71 ~ 79
8	新旧対照表	議案第11号 箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	81 ~ 119

資料 番号	資料内容	関 係 議 案	頁
9	新 旧 対 照 表	議案第12号 箱根町景観条例の一部を改正する条例の制定について	121 ~ 127
10	新 旧 対 照 表	議案第13号 箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	129 ~ 133
11	新 旧 対 照 表	議案第14号 箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	135 ~ 139
12	図 面	議案第32号 工事請負契約の一部変更について	141
13	図 面	議案第33号 工事請負契約の一部変更について	142 ~ 143

新旧対照表

箱根町職員の旅費に関する条例の全部改正新旧対照表

新（改正後）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、公務のため旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、町費の適正な支出を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 町長、副町長及び教育長（以下「町長等」という。）並びに町長、町議会及び地方自治法第180条の5に掲げる各執行機関の事務部局の常勤の職員をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (3) 遺族 職員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (4) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第6項において同じ。）を

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、公務のため旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、町費の適正な支出を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 職員 町長、副町長及び教育長（以下「町長等」という。）並びに町長、町議会及び地方自治法第180条の5に掲げる各執行機関の事務部局の常勤の職員をいう。
- (4) 旅行 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、主として職員の収入によって生計を維持している者をいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

新（改正後）

締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張した場合は、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他町長が規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で、町長が規則で定めるものを旅費として支給することができる。

5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他町長が規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費

旧（改正前）

- 2 この条例において「何級の職務」という場合には、箱根町職員の給与に関する条例（昭和 32 年箱根町条例第 18 号）第 3 条に規定する行政職給料表による当該級の職務及び同表の適用を受けない者については、町長が規則で定めるこれに相当する職務をいうものとする。
- 3 この条例において「何々地」という場合は、市町村の存する地域をいうものとする。
- 4 この条例において「在勤地」という場合には、箱根町区域内の地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第 3 条 職員が旅行した場合は、当該職員に対し、旅費を支給する。

- 2 職員が旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族に対し、旅費を支給する。

- 3 前 2 項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に第 4 条第 3 項の規定により旅行命令等を取り消され又は死亡した場合において、当該旅行のためすでに支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で、町長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 4 前 3 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。

新（改正後）

に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令）

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に相当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又は、その変更をするには、旅行命令簿（当該旅行命令簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下本条において同じ。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、口答により旅行命令を発しまたこれを変更することができる。この場合においては、できるだけすみやかに旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿の記載事項又は記録事項及び様式は、町長が規則で定める。

（旅行命令に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿

（旅行命令）

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に相当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又は、これを変更するには、旅行命令簿（当該旅行命令簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下本条において同じ。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、口答により旅行命令を発しまたこれを変更することができる。この場合においては、できるだけすみやかに旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿の記載事項又は記録事項及び様式は、町長が規則で定める。

（旅行命令に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食事料、支

新（改正後）

泊費及び宿泊手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 その他の交通費は、陸路（鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を除く。）旅行について、実費額により支給する。
- 6 宿泊費は、第13条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。
- 7 包括宿泊費は、第14条に規定する合計額により支給する。
- 8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 前6項（第5項にあっては、第12条第1項第1号及び第2項に掲げる運賃に係るものを除く。）の規定は、箱根町区域内における旅行には、適用しない。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種類及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

旧（改正前）

度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ実費額により支給する。

- 6 日当は、外国旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。

- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食事料は、旅行中に宿泊料が支給されない夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。
- 9 支度料は、外国旅行について、定額により支給する。

- 10 旅行雑費は、外国への旅行に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 11 死亡手当は、外国旅行中の職員について第3条第2項の規定に該当する場合について、定額により支給する。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数をこえることができない。

- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。
- 3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

新（改正後）

（旅費の請求手続）

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとする者並びに旅費に相当する金額を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類及び記載事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、町長が規則で定める。

旧（改正前）

第 9 条 旅行者が、同一地域（第 2 条第 3 項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数が 30 日を超える場合にはその超える日数について定額の 10 分の 1 に相当する額、滞在日数が 60 日を超える場合にはその超える日数について定額の 10 分の 2 に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に旅行した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第 10 条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続き）

第 11 条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったためその旅費が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 旅費の支給を受けようとする者は、第 2 項に該当するものを除くほかは、その月分を翌月 5 日までに請求書を提出しなければならない。

5 第 1 項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類及び様式並びに第 2 項及び第 3 項に規定する期間は、町長が規則で定める。

新（改正後）

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金

- (3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、町長等が移動する場合は、最下級以外の運賃の額とすることができる。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃

旧（改正前）

（鉄道賃）

第12条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
 - (3) 町長等及び4級以上の職務にある者が、座席指定料金を徴する旅客列車を運行する線路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。ただし、町長等は除外する。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもの
- 3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。ただし、町長等は除外する。

（船賃）

第13条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃
 - ア 町長等については、上級の運賃
 - イ 4級以上の職務にある者については、中級の運賃
 - ウ 3級以下の職務にあるものについては、下級の運賃

新（改正後）

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、町長等が移動する場合は、最下級以外の運賃の額とすることができる。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 搭乗に要する運賃

(2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、町長等が移動する場合は、最下級以外の運賃の額とすることができる。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動のうち規則で定めるものに要する運賃

- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃
- ア 町長等については、上級の運賃
- イ 8級以下の職務にある者については、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には前各号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 町長等及び4級以上の職務にある者が、座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。
- (航空賃)

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第15条 車賃の額は、実費額による。

新（改正後）

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、職員が旅行命令権者の命令を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合の車賃の額は、1キロメートルの旅行の車賃の額として町長が規則で定める額に当該自家用自動車を使用した旅行における自家用自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜当たり16,000円（次条において「宿泊費基準額」という。）の範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として町長が規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して1夜当たり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、第13条の規定により支給される宿泊費又は前条の規定により支給される包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1夜当たり1,600円

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 1夜当たり800円
(外国旅行の旅費)

第16条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種類及び額は、第

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が旅行命令権者の命令を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合の車賃の額は、1キロメートルの旅行の車賃の額として町長が規則で定める額に当該自家用自動車を使用した旅行における自家用自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（宿泊料）

第16条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

新（改正後）

6 条及び第 9 条から前条までの規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の規定の例により、その都度、旅行命令権者が町長と協議して定める。

（退職者等の旅費）

第 17 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

2 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第 18 条 第 3 条第 2 項第 2 号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じて町長が規則で定めるものとする。

（食事料）

第17条 食事料の額は、別表第1の定額による。

- 2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

（遺族の旅費）

第18条 第3条第2項の規定により支給する旅費は、死亡地から在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順序により、同順位者がある場合は、年長者を先にする。

第3章 外国旅行の旅費

（本邦通過の場合の旅費）

第19条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食事料又は本邦に到着した日までの日当及び食事料については本章に規定するところによる。

（鉄道賃）

第20条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に掲げる運賃

ア 町長等については、最上級の運賃

イ 8級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃

- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

- (4) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合又は別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った特別座席に要する運賃、急行料金又は寝台料金

（船賃）

新（改正後）

第21条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 最上級の運賃を3以上に区分する船舶による旅行の場合には、町長等については最上級の直近下位の級の運賃、8級以下の職務にある者については町長等について定める運賃の級の直近下位の級の運賃

イ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により特別の運賃を必要とする船室を利用した場合又は別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った特別船室に要する運賃又は寝台料金

（航空賃又は車賃）

第22条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に掲げる運賃

ア 町長等については、最上級の運賃

イ 8級の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

ウ 7級以下の職務にある者については、イに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に掲げる運賃

ア 町長等については、上級の運賃

イ 8級以下の職務にある者については、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(4) 町長等が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

2 車賃の額は、実費額による。

（日当、宿泊料及び食事料）

第23条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

新（改正後）

（随行職員の旅費）

第 19 条 職員が、町長等並びに地方自治法第 203 条及び同法第 203 条の 2 に規定する職務にあるものに随行する場合は、同額の旅費を支給することができる。

（旅費の支給額の上限）

第 20 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第 9 条第 1 項各号、第 10 条第 1 項各号、第 11 条第 1 項各号及び第 12 条第 1 項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種類について第 13 条及び第 14 条並びに第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当

旧（改正前）

2 第 20 条第 4 号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず旅行地の区分に応じた別表第 2 の定額の 10 分の 7 に相当する額とする。

3 食事料の額は、別表第 2 の定額による。

4 第 16 条第 2 項並びに第 17 条第 2 項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食事料について準用する。

（支度料）

第 24 条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第 2 の定額による。

2 外国に旅行を命ぜられた者が、過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその旅行を命ぜられた日から起算して過去 1 年以内に支給を受けた支度料を差引いた額の範囲内の額による。

（旅行雑費）

第 25 条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

（死亡手当）

第 26 条 死亡手当の額は、外国旅行中の職員について第 3 条第 2 項の規定に該当する場合には、別表第 2 の定額による。

2 職員が第 3 条第 2 項の規定に該当し、かつその死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず第 18 条第 1 項の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第 18 条第 2 項の規定は、前 2 項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

第 4 章 雑則

新（改正後）

該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第 21 条 旅行命令権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第 22 条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 15 条第 3 項又は第 64 条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第 15 条第 3 項若しくは第 64 条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（旅費の返納）

第 23 条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する

（旅費の調整）

第 27 条 上級者と同行して旅行した場合の旅費については、その最上級者と同額
の旅費を支給する。

2 職員の旅行が、次の各号の 1 に該当する場合は、その旅行に要する旅費の一部
を減額し、又は全部を支給しないことができる。

(1) 国又は他の地方公共団体その他から旅費の一部又は全部を受ける場合

(2) 国又は他の地方公共団体その他の負担により旅費の一部又は全部を要しな
い場合

3 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅
行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅
費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅
費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の
旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

4 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが
当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、
その実費に満たない部分に相当する金額を旅費として支給することができる。

新（改正後）

金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（委任）

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

旧（改正前）

（実施規定）

第28条 この条例の実施のための手続きその他のその執行について必要な事項は、町長が規則で定める。

別表第1（第16条、第17条関係）

内国旅行の旅費

宿泊料の及び食事料

区分	宿泊料（1夜につき）	食事料（1夜につき）
町長等	円 16,000	円 2,200
8級から1級までの職務にある者	15,000	2,000

別表第2（第23条、第24条、第26条関係）

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食事料

区分	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）		食事料 （1夜につき）
	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	
町長等	円 6,300	円 5,700	円 19,400	円 17,400	円 8,000
4級以上の職務にある者	5,600	5,100	17,200	15,500	7,700
3級以下の職務にある者	4,200	3,800	12,900	11,600	5,800

備考 乙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）及びアフリカ地域のうち町長が定める地域をいい、甲地方とは、乙地方以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 支度料及び死亡手当

区分	支度料			死亡手当
	旅行期間1月未満	旅行期間1月以上3月未満	旅行期間3月以上	
町長等	円 107,800	円 130,900	円 154,000	円 800,000
4級以上の職務にある者	86,300	104,700	123,200	640,000
3級以下の職務にある者	66,000	80,200	94,300	580,000

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正新
旧対照表

新（改正後）

（費用弁償の額）

第 6 条 議員が職務を行うため町外に旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、箱根町職員の旅費に関する条例（令和 8 年箱根町条例第 号）の規定により算出される町長の旅費相当額とする。

旧（改正前）

（費用弁償の額）

第 6 条 議員が職務を行うため町外に旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、箱根町職員の旅費に関する条例（昭和40年条例第31号）の規定により算出される町長の旅費相当額とする。

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（費用弁償の支給方法）

第4条 費用弁償の支給方法については、箱根町職員の旅費に関する条例（令和8年箱根町条例第 号。以下「旅費条例」という。）の例による。

（公務のための旅行に係る費用弁償）

第20条 会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額及び支給方法は、旅費条例の例による。

旧（改正前）

（費用弁償の支給方法）

第4条 費用弁償の支給方法については、箱根町職員の旅費に関する条例（昭和40年箱根町条例第31号。以下「旅費条例」という。）の例による。

（公務のための旅行に係る費用弁償）

第20条 会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額及び支給方法は、旅費条例の例による。この場合において、会計年度任用職員の職務は給与条例第3条に規定する給料表の1級の職務とする。

箱根町消防団の設置等に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（費用弁償）

第13条 団員が災害等の職務に従事する場合には、費用弁償を支給するものとし、その額は、箱根町職員の旅費に関する条例（令和8年箱根町条例第 号）の規定の例による。

2 前項の場合を除き、団員が公務のために旅行した場合は、箱根町職員の旅費に関する条例を準用し、団長については町長等相当職とみなし、費用弁償を支給する。

旧（改正前）

（費用弁償）

第13条 団員が災害等の職務に従事する場合には、費用弁償を支給するものとし、その額は、箱根町職員の旅費に関する条例（昭和40年箱根町条例第31号）の規定の例による。

2 前項の場合を除き、団員が公務のために旅行した場合は、箱根町職員の旅費に関する条例を準用し、団長については町長等相当職、副団長については7級相当職、分団長については6級相当職、副分団長及び部長については4級相当職、班長については3級相当職、その他の団員については1級相当職とみなし、費用弁償を支給する。

新旧対照表

箱根町職員の給与に関する条例及び箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（箱根町職員の給与に関する条例の一部改正）（第1条関係）

（地域手当）

第7条（略）

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100分の8 を乗じて得た額とする。

3（略）

（通勤手当）

第7条の4（略）

2（略）

3（略）

(1)（略）

(2) 第1項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（第7条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額

旧（改正前）

（地域手当）

第7条（略）

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の4 を乗じて得た額とする。

3（略）

（通勤手当）

第7条の4（略）

2（略）

3（略）

(1)（略）

(2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第7条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

新（改正後）

(3) (略)

4 (略)

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) (略)

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第3項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規

旧（改正前）

21,600 円

リ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員

24,400 円

ヌ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員

26,200 円

ル 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員

28,000 円

ヲ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員

29,800 円

ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円

(3) (略)

4 (略)

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) (略)

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額）、第 3 項第 2 号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が 2 以上ある場合においては、その合計額）の合計額が 150,000 円を超える職員の通勤手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

新（改正後）

則で定める場合にあつては、その翌月の規則で定める日に支給する。

8 （略）

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

10 （略）

（期末手当）

第16条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) （略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～7 （略）

（勤勉手当）

第17条 （略）

2 （略）

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額を加算した額に、100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

（地域手当等の支給方法）

第18条 （略）

2 扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、当月分をその月の給料支給日に支給する。

（箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）（第2条関係）

7 （略）

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

9 （略）

（期末手当）

第16条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) （略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～7 （略）

（勤勉手当）

第17条 （略）

2 （略）

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額を加算した額に、100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

（地域手当等の支給方法）

第18条 （略）

2 扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、当月分をその月の給料支給日に支給する。ただし、通勤手当の額のうち第7条の4第5項第1号に規定するものについては、運賃等相当額をその通用期間に係る最初の月の給料支給日に支給し、翌月以降のその通用期間内の月は支給しない。

新（改正後）

（通勤に係る費用弁償）

第19条（略）

2（略）

(1)（略）

(2) 給与条例第7条の4第1項第2号に該当する者 3,320円を超えない範囲内で同号に規定する自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額に当該月に通勤した実日数を乗じて得た額

(3)（略）

旧（改正前）

（通勤に係る費用弁償）

第19条（略）

2（略）

(1)（略）

(2) 給与条例第7条の4第1項第2号に該当する者 次に掲げる区分に応じた額に当該月に通勤した実日数を乗じて得た額

ア 給与条例第7条の4第1項第2号に規定する自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員
100円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 210
円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員
355円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員
500円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
645円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
790円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
935円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
1,080円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
1,220円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
1,310円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
1,400円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
1,490円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 1,580円

(3)（略）

新（改正後）

- 3 通勤に係る費用弁償の支給日及び返納については、給与条例第7条の4第7項から第10項までの規定の例による。

旧（改正前）

- 3 通勤に係る費用弁償の支給日及び返納については、給与条例第7条の4第5項から第8項までの規定の例による。

新旧対照表

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

旧（改正前）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の235 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

新旧対照表

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
新旧対照表

新（改正後）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の232.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

旧（改正前）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の235 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

新旧対照表

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び箱根町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）（第 1 条関係）
（休暇の種類）

第 11 条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、組合休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。

（子育て部分休暇）

第 15 条の 3 子育て部分休暇は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）を除き、満 9 歳に達する日の属する年度の 3 月 31 日までの間（規則で定める場合にあつては、満 12 歳に達する日の属する年度の 3 月 31 日までの間）にある子を養育する職員の申出に基づき、任命権者が、規則の定めるところにより、1 日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 前項の子育て部分休暇の承認の請求をしようとする職員は、規則で定める 1 年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれかの範囲で当該期間における子育て部分休暇の承認の請求をするか任命権者に申し出るものとする。

(1) 1 日につき 2 時間を超えない範囲内

(2) 1 年につき規則で定める時間を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員は、規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第 2 項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第 1 項の規定による子育て部分休暇の承認の請求をすることができる。

5 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇の承認を受けている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が退職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

6 任命権者は、子育て部分休暇の承認を受けている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

（病気休暇、特別休暇、組合休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間及び子育

旧（改正前）

（休暇の種類）

第 11 条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、組合休暇、短期介護休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（病気休暇、特別休暇、組合休暇、短期介護休暇、介護休暇及び介護時間の承認）

新（改正後）

て部分休暇の承認

第 16 条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、組合休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（箱根町職員の給与に関する条例の一部改正）（第 2 条関係）

（給与の減額）

第 9 条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合（勤務時間条例第 14 条の 2 の規定による組合休暇、勤務時間条例第 15 条の規定による介護休暇、勤務時間条例第 15 条の 2 の規定による介護時間及び勤務時間条例第 15 条の 3 の規定による子育て部分休暇の承認を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない 1 時間につき第 13 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第 16 条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、組合休暇、短期介護休暇、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（給与の減額）

第 9 条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合（勤務時間条例第 14 条の 2 の規定による組合休暇、勤務時間条例第 15 条の規定による介護休暇及び勤務時間条例第 15 条の 2 の規定による介護時間の承認を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない 1 時間につき第 13 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

新旧対照表

箱根町介護保険条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</u></p> <p>第8条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。</p> <p>2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1</p>

旧（改正前）

附則

第1条～第7条（略）

新（改正後）

項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

旧（改正前）

新（改正後）

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第 9 条 第 1 号被保険者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 5 条第 1 項の規定の適用については、当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第 1 号に掲げる者に該当し、かつ、第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第 294 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第 295 条第 1 項第 2 号に掲げる者に該当し、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が 10 万円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 161 万 9,000 円以上 190 万円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65 万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5（以下「別表第 5」という。）の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得

旧（改正前）

新（改正後）

控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第 295 条第 1 項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が 10 万円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 161 万 9,000 円以上 190 万円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65 万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第 5 の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第 1 号被保険者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 5 条第 1 項の規定の適用については、当該第 1 号被保険者が前項第 1 号に掲げる者に該当し、かつ、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第 1 号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

旧（改正前）

新旧対照表

箱根町立宮城野保育園条例等の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(箱根町立宮城野保育園条例の一部改正) (第1条関係)</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 保育所に園長、保育士（<u>神奈川県</u>の<u>区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。</u>）、嘱託医その他必要な職員を置く。</p> <p>(箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正) (第2条関係)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・</u></p>

旧（改正前）

（職員）

第3条 保育所に園長、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）、嘱託医その他必要な職員を置く。

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2)～(4) （略）

2 （略）

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子ど

新（改正後）

保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）（第 3 条関係）

（職員）

第 10 条（略）

2（略）

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士（神奈川県に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者

(2)～(10)（略）

4・5（略）

（虐待等の禁止）

第 12 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）（第 4 条関係）

旧（改正前）

もの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（職員）

第 10 条 （略）

2 （略）

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者

(2)～(10) （略）

4・5 （略）

（虐待等の禁止）

第 12 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

新（改正後）

（虐待等の禁止）

第 12 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第 17 条 （略）

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>

3・4 （略）

（職員）

第 23 条 （略）

2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（神奈川県の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項に規

旧（改正前）

（虐待等の禁止）

第 12 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第 17 条 （略）

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3・4 （略）

（職員）

第 23 条 （略）

2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

新（改正後）

定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第 18 条の 5 各号及び法第 34 条の 20 第 1 項第 3 号のいずれにも該当しない者

3 (略)

旧（改正前）

- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
 - (2) 法第 18 条の 5 各号及び法第 34 条の 20 第 1 項第 3 号のいずれにも該当しない者
- 3 (略)

新旧対照表

箱根町国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

目次

- 第 1 章 町が行う国民健康保険の事務(第 1 条)
- 第 2 章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会(第 2 条・第 3 条)
- 第 3 章 被保険者(第 4 条—第 4 条の 3)
- 第 4 章 保険給付(第 5 条—第 7 条)
- 第 5 章 保健事業(第 8 条)
- 第 6 章 保険料(第 9 条—第 21 条)
- 第 7 章 雑則(第 22 条)
- 第 8 章 罰則(第 23 条—第 26 条)
- 附則

目次

- 第 1 章 町が行う国民健康保険の事務(第 1 条)
- 第 2 章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会(第 2 条・第 3 条)
- 第 3 章 被保険者(第 4 条—第 4 条の 3)
- 第 4 章 保険給付(第 5 条—第 7 条の 2)
- 第 5 章 保健事業(第 8 条)
- 第 6 章 保険料(第 9 条—第 21 条)
- 第 7 章 雑則(第 22 条)
- 第 8 章 罰則(第 23 条—第 26 条)

附則

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

- 第 7 条の 2 給与等(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。))を除く。以下同じ。))の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。))は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額(その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。))の 3 分の 2 に相当する金額(その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨

新（改正後）

（保険料の賦課額）

第9条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課

旧（改正前）

て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

4 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第 2 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

5 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

6 前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

7 第 1 項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(保険料の賦課額)

第 9 条の 2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 29 条 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(国民健康

新（改正後）

額(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)

(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

(基礎賦課総額)

第 9 条の 3 (略)

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て

旧（改正前）

保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

（基礎賦課総額）

第9条の3（略）

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア（略）

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ（略）

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費

新（改正後）

支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ・エ (略)

(3) (略)

(基礎賦課限度額)

第 13 条の 6 第 10 条の基礎賦課額は、67 万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第 13 条の 6 の 6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 20 に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額

2・3 (略)

用に充てる部分に限る。)の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ・エ (略)

(3) (略)

(基礎賦課限度額)

第13条の6 第10条の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第13条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2・3 (略)

新（改正後）

（介護納付金賦課総額）

第 13 条の 7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第 17 条の 4 及び第 17 条の 8 の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 21 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2)・(3) (略)

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第 13 条の 13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第 17 条の 4、第 17 条の 7、第 17 条の 8 及び第 17 条の 10 の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 21 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

（介護納付金賦課総額）

第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第17条の4及び第17条の8の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）
- (2)・(3) （略）

新（改正後）

イ 第 17 条の 10 に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第 21 条第 1 項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第 13 条の 14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第 13 条の 15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第 13 条の 16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

旧（改正前）

新（改正後）

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第 13 条の 13 第 1 号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第 3 号に掲げる額の見込額の合算額から同条第 1 号イに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の 100 分の 55 に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 の 2 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 25 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 18 歳以上被保険者均等割 第 13 条の 13 第 1 号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第 3 号に掲げる額の見込額の合算額から同条第 1 号イに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における 18 歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
- ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 20 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
- イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額

旧（改正前）

新（改正後）

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 町長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第13条の17 第13条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務が発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第16条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条の6の3若しくは第13条の14の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第13条の8の額又は第17条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第17条の7第1項(同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第2項(同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第17条の8第1項各号若しくは第2項各号(これらの規定を同条第4項から第6項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第17条の10第1項

（賦課期日後において納付義務が発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第 16 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第 10 条若しくは第 13 条の 6 の 3 の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第 13 条の 8 の額又は第 17 条の 4 第 1 項各号（同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第 17 条の 7 第 1 項（同条第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第 13 条の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額若しくは第 17 条の 7 第 2 項第 1 号（同条第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第 17 条の 8 第 1 項各号若しくは第 2 項各号（これらの規定を同条第 4 項又は第 5 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同

新（改正後）

に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条の6の3、第13条の8若しくは第13条の14の額又は第17条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第17条の7第1項に定める額、同条第2項に定める額、第17条の8第1項各号に定める額、同条第2項各号に定める額若しくは第17条の10第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第17条の4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定は適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所

旧（改正前）

じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条若しくは第13条の6の3の額若しくは第13条の8の額又は第17条の4第1項各号に定める額、第17条の7第1項に定める第13条の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第17条の7第2項第1号に定める額若しくは第17条の8第1項各号若しくは第2項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第17条の4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定は適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則

新（改正後）

得の金額(地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第 3 号並びに第 5 項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受

旧（改正前）

第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第 3 号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的

新（改正後）

けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第 3 号並びに第 5 項において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 31 万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

旧（改正前）

年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額)に 30 万 5 千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

新（改正後）

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額)に 57 万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

2 (略)

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 10 条」とあるのは「第 13 条の 6 の 3」と、「67 万円」とあるのは「26 万円」と、第 2 項中「第 13 条」とあるのは「第 13 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 10 条」とあるのは「第 13 条の 8」と、「67 万円」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 13 条」とあるのは「第 13 条の 11」と読み替えるもの

旧（改正前）

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に56万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の6の6」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の11」と読み替えるもの

新（改正後）

とする。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第13条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日

旧（改正前）

とする。

新（改正後）

とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

- (3) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額)に 57 万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

旧（改正前）

新（改正後）

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第13条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額(前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)の決定について準用する。この場合において、第13条の16第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」(「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第17条の5 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項、第13条の6の4、第13条の9及び第13条の15並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第5項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

（特例対象被保険者等の特例）

第 17 条の 5 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第 11 条第 1 項及び前条第 1 項の規定の適用については、第 11 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。第 2 項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

新（改正後）

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第 17 条の 7 （略）

2・3 （略）

4 前 3 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 13 条の 6 の 6」と、第 2 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 17 条の 4 第 1 項各号」とあるのは「第 17 条の 4 第 3 項の規定により読み替えられた同条第 1 項各号」と、「第 13 条」とあるのは「第 13 条の 6 の 6」と、前項中「第 13 条第 2 項及び第 3 項」とあるのは「第 13 条の 6 の 6 第 2 項及び第 3 項」と読み替えるものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 13 条の 16」と、第 2 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第 17 条の 4 第 1 項各号」とあるのは「第 17 条の 4 第 5 項各号」と、「第 13 条」とあるのは「第 13 条の 14」と、第 3 項中「第 13 条第 2 項及び第 3 項」とあるのは「第 13 条の 16 第 2 項及び第 3 項」と読み替えるものとする。

（出産被保険者の保険料の減額）

第 17 条の 8 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 6 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 10 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が 67 万円を超える場合には、67 万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、

旧（改正前）

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第 17 条の 7 （略）

2・3 （略）

4 前 3 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 13 条の 6 の 6」と、前項中「第 13 条第 2 項及び第 3 項」とあるのは「第 13 条の 6 の 6 第 2 項及び第 3 項」と読み替えるものとする。

（出産被保険者の保険料の減額）

第 17 条の 8 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 10 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が 66 万円を超える場合には、66 万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、

新（改正後）

当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。次条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

- 2 当該年度において、第17条の4の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に生産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1)・(2) (略)

- 3 (略)

- 4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、「第17条の4第1項各号」とあるのは「第17条の4第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。

- 5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する生産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する生産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「生産被保険者」とあるのは「生産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」

旧（改正前）

当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。次条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)（略）

2 当該年度において、第17条の4の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に生産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1)・(2)（略）

3（略）

4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する生産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する生産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「生産被保険者」とあるのは「生産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」

新（改正後）

と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、「第17条の4第1項各号」とあるのは「第17条の4第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第3項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。

- 6 第1項から第3項までの規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条」とあるのは「第13条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条」とあるのは「第13条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第17条の4第1項各号」とあるのは「第17条の4第5項各号」と、第3項中「第13条」とあるのは「第13条の16」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

- 第17条の10 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第17条の4第5項、第17条の7第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第2項又は第17条の8第6項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第2項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額

旧（改正前）

と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第3項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。

新（改正後）

とする。

- 2 第 13 条の 16 第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。
この場合において、第 13 条の 16 第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

旧（改正前）

新旧対照表

箱根町景観条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

目次

第1章（略）

第2章 箱根らしい景観の保全及び形成

第1節（略）

第2節 良好な景観の形成のための行為の制限（第11条の2—第17条）

第3節～第5節（略）

第3章・第4章（略）

附則

（基本理念）

第2条 本町の高原と山岳地帯の優れた眺望景観は、今から約40万年前に始まった火山活動が何度も噴火を繰り返し、長い年月をかけて形成され、その中に河川、湖沼、草原などを配した一大自然美と古くから主要街道の一つである東海道の重要な宿場町として培われた歴史資産及び温泉保養地の魅力ある文化が息づいており、これらの良好な景観は、国際観光のまちとして、今後も町民、事業者、観光客及び町が協働し、地域の特性に応じた適切な制限のもとに守りながら育み形成していかなければならない。

第2節 良好な景観の形成のための行為の制限

（事前相談）

第11条の2 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に相談するものとする。

（事前協議）

第11条の3 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする者は、前条の規定による事前相談を行った後に、規則で定めるところにより、町長と協議しなければならない。

（景観計画区域内における行為の届出等の適用除外）

第12条（略）

目次

第1章（略）

第2章 箱根らしい景観の保全及び形成

第1節（略）

第2節 良好な景観の形成のための行為の制限（第12条—第17条）

第3節～第5節（略）

第3章・第4章（略）

附則

（基本理念）

第2条 本町の高原と山岳地帯の優れた眺望景観は、富士火山帯に属する箱根火山によって複雑に形成され、その中に河川、湖沼、草原などを配した一大自然美と古くから主要街道の一つである東海道の重要な宿場町として培われた歴史資産及び温泉保養地の魅力ある文化が息づいており、これらの良好な景観は、国際観光のまちとして、今後も町民、事業者、観光客及び町が協働し、地域の特性に応じた適切な制限のもとに守りながら育み形成していかなければならない。

第2節 良好な景観の形成のための行為の制限

（景観計画区域内における行為の届出等の適用除外）

第12条（略）

新（改正後）

別表(第12条関係)

【届出対象区域】

届出対象区域	国立公園の区域以外の区域並びに国立公園の区域内の第2種特別地域(D区域に限る。)及び普通地域
--------	--

【届出対象行為と規模等の基準】

区分	届出対象行為と規模等の基準
建築物	<p>① <u>建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該建築物の高さ(増築にあつては、増築後の高さ)が13m又は1棟の建築物の延べ面積(増築にあつては、増築後の1棟の建築物の延べ面積)が1,000m²を超えるもの</u></p> <p>② <u>高さ13m又は1棟の建築物の延べ面積が1,000m²を超える建築物の外観を変更することとなる修繕等であつて、当該建築物の修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の2分の1を超えるもの</u></p>
工作物	<p><u>次に掲げる工作物の新築、増築、改築若しくは移転(増築にあつては、増築後が次に掲げる工作物に該当する場合を対象とする。)又は外観を変更することとなる修繕等であつて、当該工作物の修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の2分の1を超えるもの</u></p> <p>① 門、塀、柵、垣(生垣を除く。)その他これらに類するもので、高さが3mを超えかつ長さが30mを超えるもの</p> <p>② 擁壁その他これらに類するもので、高さが3mを超えるもの</p> <p>③ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さが15mを超えるもの</p> <p>④ 街路灯、照明灯その他これらに類するもので、高さが5mを超えるもの</p> <p>⑤ 橋梁、高架鉄道、高架道路その他これらに類するもので、長さ20mを超えるもの</p>

旧（改正前）

別表(第12条関係)

【届出対象区域】

届出対象区域	国立公園の区域以外の区域並びに国立公園の区域内の第2種特別地域(D区域に限る。)及び普通地域
--------	--

【届出対象行為と規模等の基準】

区分	届出対象行為と規模等の基準
建築物	① 高さ13m又は延べ面積が1,000m ² を超える <u>建築物の新築</u>
	② <u>増築等に係る部分の高さが13m又は延べ面積が1,000m²を超えるもの</u>
	③ 高さ13m又は延べ面積が1,000m ² を超える建築物の外観を変更することとなる修繕等であって、当該建築物の修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の2分の1を超えるもの
工作物	次に掲げる工作物の新築・増築等(新築以外にあっては、当該行為に係る部分を対象とする。)、修繕等(当該修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の2分の1を超えるものを対象とする。) ① 門、塀、柵、垣(生垣を除く。)その他これらに類するもので、高さが3mを超えかつ長さが30mを超えるもの ② 擁壁その他これらに類するもので、高さが3mを超えるもの ③ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さが15mを超えるもの ④ 街路灯、照明灯その他これらに類するもので、高さが5mを超えるもの ⑤ 橋梁、高架鉄道、高架道路その他これらに類するもので、長さ20mを超えるもの

新（改正後）

⑥ その他工作物で、高さが 15m を超えるもの又は築造面積が 1,000m² を超えるもの

(注)

- イ 修繕等：建築物又は工作物の修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。
- ロ 建築物の高さ算定の地盤面：建築物が周囲の地盤と接する最も低い位置における水平面という。
- ハ 見付面積：建築物の外壁若しくは屋根又は工作物の外装の一つの面における鉛直投影面積をいう。

旧（改正前）

	⑥ その他工作物で、高さが 15m を超えるもの又は築造面積が 1,000m ² を超えるもの
--	--

(注)

イ 増築等：建築物・工作物の増築、改築又は移転をいう。

ロ 修繕等：建築物・工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をいう。

ハ 建築物の高さ算定の地盤面：建築物が周囲の地盤と接する最も低い位置における水平面という。

ニ 見付面積：建築物の外壁及び屋根、工作物の外装の一つの面における垂直投影面積をいう。

新旧対照表

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき <u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までの</u>いずれかに該当する扶養親族については1人につき 217円を、それぞれ加算して得た金額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>

旧（改正前）

（補償基礎額）

第5条（略）

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1)（略）

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9,700円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た金額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2)～(6)（略）

4（略）

新（改正後）

別表 補償基礎額表(第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>13,340</u>	円 <u>14,170</u>	円 <u>15,000</u>
分団長及び副分団長	<u>11,670</u>	<u>12,500</u>	<u>13,340</u>
部長、班長及び団員	<u>10,000</u>	<u>10,840</u>	<u>11,670</u>

備考（略）

旧（改正前）

別表 補償基礎額表(第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,900</u>	円 <u>13,700</u>	円 <u>14,500</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>

備考（略）

新旧対照表

箱根町火災予防条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（簡易サウナ設備）

第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条（第 1 項第 1 号、第 10 号から第 14 号まで、第 17 号から第 18 号の 3 まで、第 2 項第 6 号及び第 3 項並びに第 4 項を除く。）及び第 5 条第 1 項の規定を準用する。

（一般サウナ設備）

第 7 条の 3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) （略）

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

旧（改正前）

（サウナ設備）

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) （略）
- (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

新（改正後）

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 箱根町は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) (略)

旧（改正前）

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 箱根町は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) (略)